

2019年1月18日

各 位

会 社 名 株式会社 大 林 組
代 表 者 名 取締役社長 蓮輪 賢治
 (コード:1802、東証第一部、福証)
問 合 せ 先 本社総務部長 吉川 誠二
 (TEL 03 - 5769 - 1014)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、リニア中央新幹線の工事入札に係る独占禁止法違反事件に関し、昨年10月22日に有罪判決を受けたことに伴い、本日、国土交通省関東地方整備局から、下記のとおり、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けました。

本件に関し、株主をはじめとしたご関係の皆様には、ご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、再発防止に全社を挙げて取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

- 1 停止を命ぜられた営業の範囲
全国における土木工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの
- 2 営業停止期間
2019年2月2日から2019年6月1日までの120日間

以 上